

## 2020年度 国内学生 経済支援授業料減免(家計急変) 募集要項

「国内学生経済支援授業料減免」は、経済情勢の激変により学費支弁が困難となった国内学生へ、学業の継続および修学の機会を保障するため支援することを目的としています。

本制度の適用を希望する者は、本要項をよく読み、必ず期日までに申請手続きを行ってください。

### 1. 概要

#### 国内学生 経済支援授業料減免 制度概要

**減免額：** 2020年度の年間負担授業料の50%を上限

➤ 国の高等教育修学支援新制度(日本学生支援機構給付型奨学金 定期採用)※、国内学生授業料減免、修学奨励奨学金、国内学生優秀者育英奨学金の受給者との併給可。

※ 給付奨学金(家計急変)に採用されている方は、本奨学金の併給はできません。ただし、給付奨学金(家計急変)と国内学生授業料減免との併用により、年間の学費が50%を上限に減免されます。本制度の採用決定後、給付奨学金(家計急変)に採用された場合は国内学生授業料減免との併用が優先され、本制度の採用が取消されます。

**募集：** 春semester募集(6月)および秋semester募集(11月)の合計2回

**採用人数：** 年間100名以内(春semester募集および秋semester募集の合計)

**支給方法：** 下記(1)・(2)のいずれかの方法で支給します。

(1) 決定した減免額が既に支払った授業料を上回っている場合：  
その超過分を、大学より返還。

(2) 決定した減免額が既に支払った授業料を下回っている場合：  
奨学金額を差し引いた不足分を大学が請求。

### 2. 出願資格

下記の全てを満たす者を対象とします。

- (1) 本学に在学する国内学生で、著しい家計急変(主たる家計支持者の死亡・失職・コロナウイルスの影響による収入減等)が生じ、経済的に修学を継続することが困難となった者。ただし家計が急変した事由の発生から1年以内であること。かつ、事由の発生がAPU入学後であること。
- (2) 原則として日本学生支援機構第1種奨学金の経済基準を満たしていること。(3人家族、自宅外通学の場合、世帯年収735万円)
- (3) 国の高等教育無償化修学支援制度(定期採用・家計急変採用)の受給要件(世帯年収基準)に該当する者の場合は申し込み済み、または手続き中であること。(採否不問)
- (4) 最短修業年限(学部生の場合4年)で卒業可能な単位数を修得していること。
- (5) 受診可能な直近のAPU定期健康診断を受診していること。  
(定期健康診断をやむを得ず受診できなかった場合、個別に健康診断(自己負担受診)を受けること)

※以下の事由については、予見される事由あるいは自らの意思によって生じる事由であり、本人の意思によらない急変事由とはみなされないため出願資格はありません。

- a. 定年退職、遺族年金の支給停止
- b. 自己都合退職、懲戒解雇

※以下の事由の場合、急変時期および理由の特定が出来ないため出願資格はありません。

- a. 倒産など公的な手続きが進行中の場合
- b. 急変事由を証明する書類に公的機関を含む第三者の署名・押印がない場合
- c. 勤務先の倒産が急変事由でかつ退職証明等の公的証明の取得が可能であるにもかかわらず個人的理由により書類提出がなされない場合

### 3. 出願方法

スチューデント・オフィスのホームページより、募集要項・願書をダウンロードし、下記出願期間内に必要書類をスチューデント・オフィス奨学金(国内・経済支援)担当 まで提出。  
郵送の場合は、封筒に「経済支援授業料減免(家計急変)」と記載のこと。

### 4. 出願期間

募集区分	出願期間*	家計急変の時期
2020年度 春 semester 募集	2020年6月1日(月)～6月30日(火)	2019年6月1日(土)～2020年6月30日(火)
2020年度 秋 semester 募集	2020年11月2日(月)～11月13日(金)	2019年11月16日(月)～2020年11月13日(金)

- 2020年度春 semester 募集は郵送のみ受付(締切日必着)。オフィス窓口での受け取りはできません。
- 2020年度秋 semester 募集は郵送及びオフィス窓口にて受付(最終日の16:30まで)。
- 出願期間後の書類受付はできません。

### 5. 出願書類

下記(1)～(3)を提出のこと。

(1)願書 (ホームページよりダウンロード) スチューデント・オフィス 国内学生向け奨学金 ホームページの「家計急変時の奨学金」をクリック <a href="https://www.apu.ac.jp/studentssupport/page/content0039.html/">https://www.apu.ac.jp/studentssupport/page/content0039.html/</a>
(2)家計事情を示す①および②の書類
①【家計急変前の経済状況を示す書類】(コピー可) <b>家計支持者である家族全員の</b> 家計急変 <b>前</b> の収入の状況を証明できる書類(「所得証明書」または「非課税証明書」) ➤ 父と母に加え、その他に家計を支える家族がいる場合は、その家族を含めた全員の書類を提出する必要があります(別居する家族を含む) ➤ ひとり親家庭の場合は父 <b>または</b> 母、加えて、その他の家計支持者を含めた <b>家族全員</b> の書類が必要です。 ➤ 最新の「所得証明書」(または「非課税証明書」)をお住まいの市区町村で取得し提出してください。 ➤ 無収入の場合も「非課税証明書」を必ず提出してください。
②【家計急変後の経済状況を示す書類】(コピー可) <b>家計支持者である家族全員の</b> 家計急変 <b>後</b> の収入の状況を証明できる書類 ➤ 父と母に加え、その他に家計を支える家族がいる場合は、その家族を含めた全員の書類を提出する必要があります(別居する家族を含む) ➤ ひとり親家庭の場合は父 <b>または</b> 母、加えて、その他の家計支持者を含めた <b>家族全員</b> の書類が必要です。 ➤ 提出書類  A. 給与所得者の場合: 「給与明細書のコピー」(家計急変のあった月以降～現在)及び「年収見込み証明書」(勤務先発行)  B. 自営業者の場合 「残高試算表」等の <b>経理資料</b> (家計急変のあった前年同月以降～現在)および「家計急変前の確定申告書」 <経理資料について> ● 会計ソフトから出力されたものを原則とし、手書きやエクセル等で作成された資料の場合は、税理士により内容を保証する署名捺印があるもののみ有効。 ● <b>急変の前年同月～現在までの</b> 資料を提出すること(家計急変前後の売上・経費・利益の比較を行うため) ● 資料に <b>事業所名</b> が記載されていない場合は <b>無効</b> とします。 ● 客観的に証明できる経理資料がない場合は、自営業で使用している「 <b>預貯金通帳の名義人のページと家計急変の前年同月～現在まで記帳ページのコピー</b> 」を提出

C. 該当する場合は**必ず**提出

- 年金(遺族年金含む)を受給中の場合: 「年金振込通知書」または「年金額改定通知書」のコピー
- 雇用保険基本手当(失業給付)受給者の場合: 「雇用保険受給資格者証」の両面コピー(ハローワーク発行)
- 生活保護を受給中の場合: 「生活保護決定(変更)通知書」のコピー
- 父母ともに無職・無収入の場合: 「生活費の出入金で利用している預貯金通帳」の名義人のページと家計急変の前年同月～現在まで記帳ページのコピー

(3)家計急変の事由を示す書類 (コピー可)

a. 退職:

退職が証明できるもの(「退職証明書」、退職日が明記された「源泉徴収票」、および「退職金証明書」(退職金がない場合も、ないことを示す証明書が必要))

※退職後、雇用保険を受給している場合は、「受給資格者証の両面コピー」も提出

b. 自営業等の廃業: 「廃業届」

c. 自己破産: 「破産を証明する書類」

d. 傷病による入院等: 「診断書」、「医療費の領収書」、「障害者手帳」または「介護認定者手帳」

e. 災害: 「罹災証明書」または「被災証明書」および「被災金額を記した書類」

f. 離婚: 「戸籍謄本」など離婚したことを証明する書類

g. 主たる家計支持者死亡の場合:

「死亡届」または「死亡診断書」など、亡くなった方の氏名及び月日が証明できる書類。

※既に「APU-Club・国内学生父母の会・弔慰金」に出願している場合も、別途「死亡届」または「死亡診断書」を提出。

e. コロナウイルスによる収入減の場合:

コロナウイルスのために仕事に影響が出たことを客観的に証明する書類

➤ 給与所得者の場合: 休業証明書(勤務先発行)等

➤ 自営業者の場合: 休業給付金の受給証明書等、公的な書類もしくはそれに準ずる書類。

※提出された書類で証明が難しい場合、個別事情に応じ提出いただく書類が別途追加されます。

<留意事項>

➤ 選考にあたって公平・公正を期すため、経済要件、急変事由等に関し、その事情を証明する書類を提出していただく必要があります。本要項をよく確認の上、必要書類を準備し提出してください。

➤ 本奨学金は家計急変前後の家計状況を比較することにより、急変事由による収入の減少を確認します。所得・家庭事情の内容を客観的に証明する書類※を提出していただけない場合は、家計急変の事実確認が出来ないため選考から外れる場合があります。また、選考に必要な書類を別途追加ご提出いただく場合やお電話等でご事情を詳しくお伺いすることもありますので、予めご了承ください。

※客観的に証明する書類とは「公的機関の発行する証明書類」、または「その内容を証明する資格のある第三者(勤務先会社、弁護士、会計士、税理士等)による証明書類」です。

6. 選考

申請書類に基づき、家計急変事由・時期、家計急変前後の経済状態について確認し、家計困窮度を基に審査します。

**経済状況の選考:** 日本学生支援機構(JASSO)奨学金の計算方法に準じます。

**学業水準の選考:** 最短修業年限(学部生の場合4年)で卒業可能な単位数を修得していることが必要です。

終了 Semester	標準単位数(累積)
1 Semester 終了時	14 単位以上
2 Semester 終了時	28 単位以上
3 Semester 終了時	42 単位以上
4 Semester 終了時	56 単位以上
5 Semester 終了時	68 単位以上
6 Semester 終了時	82 単位以上
7 Semester 終了時	100 単位以上

## 7. 選考結果通知（予定）

選考結果は、スチューデント・オフィスより出願者本人にキャンパスターミナルを通じて通知します。

募集区分	選考結果 送付予定
2020 年度 春semester募集	7 月中旬頃
2020 年度 秋semester募集	12 月上旬頃

## 8. 取消について

次のいずれかに該当する場合は、本制度の適用を取り消すことがあります。

- (1) 退学または除籍となったとき
- (2) 休学したとき
- (3) 学生賞罰規程による懲戒処分を受けたとき
- (4) 本制度の適用を辞退したとき
- (5) 出願の際虚偽の申告をするなど、要件を満たさない出願をして本制度の適用を受けたことが判明したとき
- (6) 本制度の採用決定後、給付奨学金(家計急変)に採用されたとき(国内学生授業料減免との併用が優先されます)
- (7) その他、適用人として適当でないと学生委員会が判断したとき

## 9. 個人情報の取り扱いについて

学生の個人情報は、法令および学校法人立命館個人情報保護規定に則り、漏洩・滅失・毀損等がないよう安全に管理します。選考の結果、採用となった奨学生については、下記の通りAPU-Club・国内学生父母の会に情報提供を行います。

提供先	APU-Club・国内学生父母の会
利用目的	APU-Club・父母の会 修学援助奨学金制度の選考に使用するため
提供方法	個人情報を取り扱う業務については、本学教職員が行う

### APU-Club・国内学生父母の会 修学援助奨学金制度について

国内学生経済支援授業料減免に採用された学生のうち、APU-Club・国内学生父母の会会員子女については、国内学生経済支援授業料減免に加えて、以下の奨学金が給付されます。

**給付額**：200,000円

**給付の条件**：著しい家計急変が発生した時点及び国内学生経済支援授業料減免制度に出願の時点で、APU-Club・国内学生父母の会会員子女であること

**申請書類**：国内学生経済支援授業料減免の結果通知後、該当する学生には、1週間を目途に、キャンパスターミナルの「あなた宛の重要なお知らせ」宛に、本奨学金給付に必要な申請書類についての案内をします。指定された申請書類が提出されない場合は、奨学金の給付は行われません。

＝本件に関するお問合せ・郵送先＝

スチューデント・オフィス 奨学金(国内・経済支援)担当  
〒874-8577 大分県別府市十文字原 1-1  
TEL:(0977)78-1124 FAX:(0977)78-1125  
MAIL: apusch@apu.ac.jp

※APU-Club・国内学生父母の会 修学援助奨学金制度について  
担当事務局(学長室内)  
TEL(0977)78-1144

2020年度 国内学生経済支援授業料減免制度 願書

ふりがな 氏名			学生証 番号								
	(印)										
学部	学部	セメ スター		生年 月日	年	月	日				
学生本人 住所	【自宅・自宅外】										
	自宅電話番号 ( )			携帯電話番号 ( ) -							
家族住所											
	自宅電話番号 ( )			日中連絡可 能な連絡先	(父・母・その他) ( ) -						
家族状況 (本人以外)	続柄	氏名	年齢	職業・ (就学者は在学学校名)	勤続年数 (学年)	同居/ 自宅外					

		事由が発生した年月
申請事由 および 事由が発 生した 年月  (該当する ものに チェックし てくださ い)	<input type="checkbox"/> 家計支持者が死亡	年 月
	<input type="checkbox"/> 家計支持者が会社倒産等により解雇または早期退職	年 月
	<input type="checkbox"/> 家計支持者が廃業、破産	年 月
	<input type="checkbox"/> 家計支持者の疾病による入院等	年 月
	<input type="checkbox"/> 家計支持者が離別	年 月
	<input type="checkbox"/> 自然災害により著しく支出が増大、または(かつ)収入が減少	年 月
	<input type="checkbox"/> コロナ対策により著しく支出が増大、または(かつ)収入が減少	年 月

申請理由	
(家計急変 の状況また は被災状況 を具体的に 記載) 理由書別添 可	

急変前 の家計状 況	続柄	単身 赴任	収入金額 / 年 (給与・年金・失業保険・生活保護額)	所得金額 (自営業の場合) / 年
	父	はい いいえ	万円	万円
	母	はい いいえ	万円	万円
			万円	万円

急変後 の家計状 況	続柄	単身 赴任	収入金額 / 年 (給与・年金・失業保険・生活保護額)	所得金額 (自営業の場合) / 年		
	父	はい いいえ	万円	万円		
	母	はい いいえ	万円	万円		
			万円	万円		
	その他所得	<input type="checkbox"/> 利子・配当		万円	<input type="checkbox"/> 不動産・山林所得	万円
		<input type="checkbox"/> 有価証券		万円	<input type="checkbox"/> 資産譲渡	万円
		<input type="checkbox"/> 退職金		万円	<input type="checkbox"/> その他	万円
預貯金額	( ) 万円 急変前と比べ ( ) 万円減少					

その他家 庭状況に ついて	家族に障害を持つ者、あるいは長期療養者がいますか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	障害を持つ者がいる場合、障害者認定を受けていますか	<input type="checkbox"/> はい (障害者手当給付額 月額 円) <input type="checkbox"/> いいえ
	長期療養者がいる場合その詳細について右記に記載してください	本人との続柄 ( ) 長期療養期間 ( 年 月 ~ 年 月 ) 医療費自己負担額 (月額 円)
	主たる家計支持者が無職 (失職) の場合その詳細について右記に記載してください	失職理由 ( ) 失職期間 ( 年 ヶ月 ) 失職保険給付金 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 失職保険給付金支給期間 ( ヶ月 ) 生活保護の給付 <input type="checkbox"/> あり (年額 円) <input type="checkbox"/> なし 就業見込 <input type="checkbox"/> あり ( 年 月から ) <input type="checkbox"/> なし

出願願書に記載した事項に相違ありません。

立命館アジア太平洋大学 学長 殿

年 月 日

本人 (印)

---

家族(保護者) (印)

---